

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月14日
【会社名】	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
【英訳名】	Akatsuki Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島根 秀明
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03 - 6821 - 0606
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 川中 雅浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03 - 6821 - 0606
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 川中 雅浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 544,680,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	340,000株（注）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成25年5月14日開催の取締役会決議によります。

2．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	340,000株	544,680,000円	
一般募集			
計（総発行株式）	340,000株	544,680,000円	

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,602円		100株	平成25年5月30日（木）		平成25年5月30日（木）

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
あかつきフィナンシャルグループ株式会社 経営企画部	東京都中央区日本橋小舟町8番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券営業部	東京都中央区日本橋兜町6番7号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
544,680,000円		544,680,000円

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。なお、発行諸費用については、当社一般経費で対応いたします。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、株式給付信託(J-ESOP)の導入を目的としております。

この信託は、後記「株式給付信託の概要」の 及び のとおり、まず、当社から受託者であるみずほ信託銀行株式会社(再信託：資産管理サービス信託銀行株式会社)へ上記の差引手取概算額と同額を信託資金として支払い、次に受託者はこの信託資金により当社株式を取得することで、当社はその見返りとして上記の差引手取概算額を受け取る制度となっております。当社は、信託資金をグループファイナンスによりあかつき証券株式会社から借入れを行うこととしているため、上記の差引手取概算額の入金があり次第、返済資金へ充てることとなります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 前田 仁
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10% 明治安田生命保険相互会社 9% 富国生命保険相互会社 4%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成25年5月14日現在のものです。

株式給付信託（J-ESOP）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の従業員等に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1) 概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、当社従業員の業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、「株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

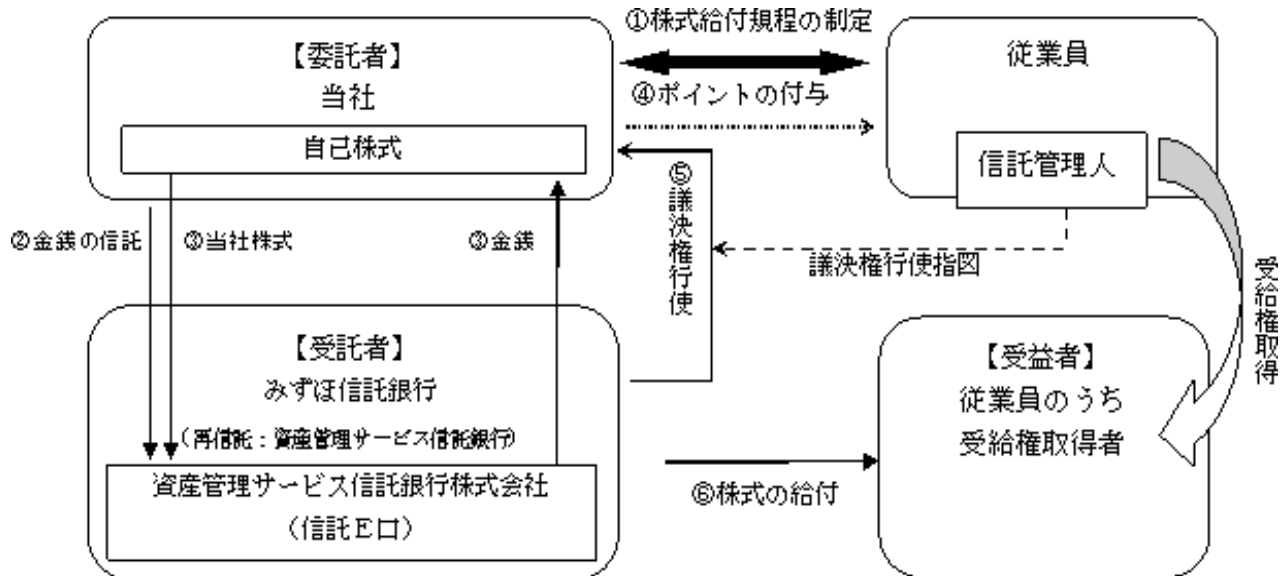
本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人又は受益者代理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、現在又は過去において当社の役員の2親等内の家族ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管

理人が受益者代理人に就任します。

(2) 受益者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

< 株式給付信託の概要 >



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

c 割当予定先の選定理由

当社は、以前より従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲を高めることを目的のためにESOP信託の導入を検討しておりました。本制度の導入に際しては、当初よりみずほ信託銀行株式会社から提案を受けており、同社の本制度における実績等を勘案し割当予定先として本制度を導入することといたしました。

d 割り当てようとする株式の数

340,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成25年5月30日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書の提出を求めるとしております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社株式の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、前述の「第1〔募集要項〕 4〔新規発行による手取金の使途〕（2）〔手取金の使途〕」に記載のとおり、当社から受託者であるみずほ信託銀行株式会社（再信託：資産管理サービス銀行株式会社）に金銭の信託を行い、その資金により当社株式の取得が行われることとなっております。

なお、当社株式の取得に当たっては、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書により行われるほか、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、前述の「株式給付信託（J-ESOP）の内容（1）概要」に記載しましたとおり、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であり、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社（再受託者先：資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））を当社が割当予定先として選定したものであります。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社大阪証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日（平成25年5月13日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値である1,779円及び直前営業日までの1ヵ月間（平成25年4月12日から平成25年5月13日まで）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,501円（円未満切捨）を参考に1,602円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値及び直前営業日までの1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、当社普通株式は上場されているため直前営業日の終値を参考とし、また、加えて、特定の一時点の株価だけでなく一定期間の終値平均という平準化された値も併せて考慮することにより、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,602円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,779円に対して90.1%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均1,037円（円未満切捨）に対して154.5%乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月間の終値平均864円（円未満切捨）に対して185.4%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、日本証券業協会が規定している第三者割当増資の取扱いに関する指針に準拠しているものであり、さらに、本制度導入により従業員の業績向上への意欲を高めるものであり、引いては当社の企業価値の向上に繋がるものと考えられ、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち4名は社外監査役）が、第三者割当増資の取扱いに関する指針に準拠しているものであり、従業員の業績向上への意欲を高めるものと考えられ、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当社従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、発行済株式総数に対し5.43%（小数点第3位を四捨五入、平成25年3月31日現在の総議決権数47,682個に対する割合7.13%）の希薄化が生じることとなります。当社としては本制度が業績向上への従業員の意欲を高めるためのものであり、また、当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
特定有価証券信託受託者 ソシエテジェネラル信 託銀行株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番 32号	1,893,540株	39.71%	1,893,540株	37.07%
資産管理サービス信託銀 行株式会社（信託E口）	東京都中央区晴海一丁目8 番12号	-株	-%	340,000株	6.66%
株式会社アエリア	東京都港区赤坂五丁目2番 20号赤坂パークビル3F	329,987株	6.92%	329,987株	6.46%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6 番1号	124,000株	2.60%	124,000株	2.43%
木村 欣二	東京都大田区	122,785株	2.57%	122,785株	2.40%
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜二丁目4 番6号	119,000株	2.50%	119,000株	2.33%
木村不動産株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 16番3号	93,909株	1.97%	93,909株	1.84%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川四丁目 12番3号	60,300株	1.26%	60,300株	1.18%
鹿島 康仁	東京都練馬区	41,500株	0.87%	41,500株	0.81%
鹿島 豊	東京都練馬区	40,800株	0.86%	40,800株	0.80%
計		2,825,821株	59.26%	3,165,821株	61.97%

（注）1．平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2．「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年3月31日現在の発行済株式総数（総議決権数47,682個）に、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に割当てる予定の本第三者割当の目的である株式の総数340,000株（議決権数3,400個）を加えて算定しております。

3．上記のほか当社所有の自己株式1,472,413株（平成25年3月31日現在）は割当後1,132,413株となります。

4．上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書（第62期）又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第62期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成24年6月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成24年6月28日開催の当社第62回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、島根秀明、星野英俊、工藤英人、小林祐介及び川中雅浩を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、安東恭一を選任する。

第3号議案 当社及び当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員に新株予約権を無償で発行する件

(3) 当該決議事項に関する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案					
島根 秀明	30,415	125	-	99.26%	可決
星野 秀俊	30,399	141	-	99.20%	可決
工藤 英人	30,414	126	-	99.25%	可決
小林 祐介	30,415	125	-	99.26%	可決
川中 雅浩	30,416	124	-	99.26%	可決
第2号議案					
安東 恭一	30,410	130	-	99.24%	可決
第3号議案	31,313	227	-	98.92%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

3. 賛成比率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

(平成24年9月11日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
住所 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
代表者 代表取締役社長 奥山 泰
資本金の額 613,602千円
事業の内容 傘下の子会社の経営管理等を行う持株会社

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 3,922個

異動後 3,922個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 40.25%

異動後 40.25%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社の議決権3,922個(総株主の議決権の数に対する割合40.25%)を所有し、当該会社は当社の持分法適用会社に該当しておりましたが、この度、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社の取締役が当社子会社の従業員を兼務することとなり、当該事象により人的関係が深まり同社への影響力が大きくなったことより、当社の子会社に該当することとなりました。

また、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社の資本金の額が当社の資本金の額の10%以上に相当しているため、同社は当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動年月日

平成24年9月10日

（平成24年12月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成24年12月26日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年12月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

(3) 当該決議事項に関する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	28,172	475	-	96.64%	可決
第2号議案	28,174	473	-	96.64%	可決

(注) 1. 決議事項が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分（意思表示を無効とした事前行使分を含む）及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

3. 賛成比率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

[次へ](#)

3．業績の概要

第63期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年5月14日開催の取締役会において承認された第63期連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,971,549	2,213,210
預託金	3,022,483	3,917,483
差入保証金	123,210	183,248
トレーディング商品	362,246	817,517
信用取引資産	4,871,579	6,614,200
信用取引貸付金	4,787,335	6,529,973
信用取引借証券担保金	84,244	84,227
短期貸付金	207,688	6,132
その他の流動資産	678,859	750,710
貸倒引当金	35,262	48,355
流動資産計	11,202,354	14,454,146
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	659,980	635,983
減価償却累計額	519,035	464,320
建物及び構築物（純額）	140,944	171,662
土地	161,833	158,719
その他	216,724	221,926
減価償却累計額	166,025	183,356
その他（純額）	50,699	38,569
有形固定資産合計	353,476	368,951
無形固定資産	8,901	40,458
投資その他の資産		
投資有価証券	2,235,463	2,241,317
出資金	3,205	2,705
長期貸付金	20,654	90,328
その他	711,687	722,459
貸倒引当金	310,586	332,090
投資その他の資産合計	2,660,424	2,724,720
固定資産計	3,022,803	3,134,130
繰延資産	-	13,858
資産合計	14,225,157	17,602,135

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	614,000	414,000
未払法人税等	19,955	52,837
賞与引当金	59,720	110,786
信用取引負債	3,583,475	5,599,410
信用取引借入金	3,422,284	5,378,419
信用取引貸証券受入金	161,190	220,990
預り金	2,496,145	3,039,743
受入保証金	404,472	589,035
訴訟損失引当金	-	11,843
その他の流動負債	555,007	1,023,085
流動負債計	7,732,777	10,840,742
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	1,021,000	850,000
退職給付引当金	190,876	190,655
役員退職慰労引当金	15,100	14,750
訴訟損失引当金	226,881	-
負ののれん	1,330,912	579,469
その他	313,624	264,700
固定負債計	3,098,395	1,899,575
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	66,538	37,288
特別法上の準備金計	66,538	37,288
負債合計	10,897,711	12,777,606
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,790,407	2,875,907
資本剰余金	75,500	161,000
利益剰余金	791,052	1,898,938
自己株式	274,753	274,926
株主資本合計	3,882,205	4,660,919
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	44,249	3,796
為替換算調整勘定	10,509	3,126
その他の包括利益累計額合計	54,759	670
少数株主持分	-	162,938
純資産合計	3,327,446	4,824,528
負債・純資産合計	14,225,157	17,602,135

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
営業収益		
受入手数料	2,245,841	1,885,269
トレーディング損益	435,144	1,326,315
金融収益	128,078	78,020
その他	136,181	421,300
営業収益計	2,945,246	3,710,905
金融費用	55,388	28,996
売上原価	87,807	230,123
純営業収益	2,802,050	3,451,785
販売費及び一般管理費	3,233,720	3,004,855
取引関係費	83,846	30,062
人件費	1,856,222	1,619,677
不動産関係費	305,149	265,985
事務費	288,995	285,301
減価償却費	66,748	59,894
租税公課	42,174	33,572
貸倒引当金繰入額	-	12,649
その他	590,582	697,711
営業利益又は営業損失()	431,669	446,930
営業外収益		
受取利息	4,074	6,291
受取配当金	11,336	11,680
受取地代家賃	9,770	9,770
負ののれん償却額	751,443	751,443
持分法による投資利益	174,759	11,373
投資有価証券売却益	12,015	-
その他	50,415	4,176
営業外収益合計	1,013,814	794,736
営業外費用		
支払利息	14,230	8,190
投資有価証券売却損	-	24,321
不動産関連費	-	9,997
社債発行費	11,428	-
自己株式取得費用	10,532	-
社名変更費用	14,168	-
貸倒引当金繰入額	-	21,458
その他	-	2,866
営業外費用合計	50,360	66,833
経常利益	531,784	1,174,833

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
特別利益		
子会社清算益	50,349	-
投資有価証券売却益	-	19,632
金融商品取引責任準備金戻入	-	29,250
その他	-	13,302
特別利益計	50,349	62,185
特別損失		
減損損失	37,359	1,154
固定資産除却損	2,347	5,354
投資有価証券評価損	11,807	19,869
金融商品取引責任準備金繰入額	5,753	-
訴訟損失引当金繰入額	226,881	12,743
退職給付制度改定損	212,193	-
早期退職費用	59,688	-
本社移転費用	-	17,808
訴訟和解金	-	12,359
段階取得に係る差損	-	24,609
その他	11,598	19,495
特別損失計	567,630	113,394
税金等調整前当期純利益	14,504	1,123,624
法人税、住民税及び事業税	13,698	36,562
法人税等合計	13,698	36,562
少数株主損益調整前当期純利益	806	1,087,061
少数株主損失()	-	25,346
当期純利益	806	1,112,407

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	806	1,087,061
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	22,658	33,019
持分法適用会社に対する持分相当額	19,781	22,410
その他の包括利益合計	42,440	55,430
包括利益	41,634	1,142,491
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	41,634	1,167,837
少数株主に係る包括利益	-	25,346

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,790,407	2,790,407
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	85,500
当期変動額合計	-	85,500
当期末残高	2,790,407	2,875,907
資本剰余金		
当期首残高	75,500	75,500
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	85,500
自己株式の処分	-	0
自己株式処分差損の振替	-	0
当期変動額合計	-	85,500
当期末残高	75,500	161,000
利益剰余金		
当期首残高	790,246	791,052
当期変動額		
当期純利益	806	1,112,407
自己株式処分差損の振替	-	0
連結範囲の変動	-	4,521
当期変動額合計	806	1,107,886
当期末残高	791,052	1,898,938
自己株式		
当期首残高	101,985	274,753
当期変動額		
自己株式の取得	172,768	234
自己株式の処分	-	62
当期変動額合計	172,768	172
当期末残高	274,753	274,926
株主資本合計		
当期首残高	3,554,168	3,382,205
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	171,000
当期純利益	806	1,112,407
自己株式の取得	172,768	234
自己株式の処分	-	62
連結範囲の変動	-	4,521
当期変動額合計	171,962	1,278,713
当期末残高	3,382,205	4,660,919

	前連結会計年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5,843	44,249
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	38,406	48,046
当期変動額合計	38,406	48,046
当期末残高	44,249	3,796
為替換算調整勘定		
当期首残高	6,475	10,509
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,034	7,383
当期変動額合計	4,034	7,383
当期末残高	10,509	3,126
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12,318	54,759
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,440	55,430
当期変動額合計	42,440	55,430
当期末残高	54,759	670
少数株主持分		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	162,938
当期変動額合計	-	162,938
当期末残高	-	162,938
純資産合計		
当期首残高	3,541,849	3,327,446
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	171,000
当期純利益	806	1,112,407
自己株式の取得	172,768	234
自己株式の処分	-	62
連結範囲の変動	-	4,521
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,440	218,368
当期変動額合計	214,403	1,497,082
当期末残高	3,327,446	4,824,528

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	14,504	1,123,624
減価償却費	78,740	70,493
のれん償却額	-	3,481
負ののれん償却額	751,443	751,443
貸倒引当金の増減額(は減少)	19,065	34,107
賞与引当金の増減額(は減少)	9,040	49,388
移転費用引当金の増減額(は減少)	-	979
退職給付引当金の増減額(は減少)	94,367	220
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	107,090	350
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	226,881	215,038
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	5,753	29,250
持分法による投資損益(は益)	174,759	11,373
投資有価証券売却損益(は益)	12,015	4,688
投資有価証券評価損益(は益)	13,840	19,869
固定資産売却損益(は益)	-	5,372
固定資産除却損	2,347	5,354
減損損失	37,295	1,154
訴訟和解金	-	12,359
本社移転費用	-	17,808
段階取得に係る差損益(は益)	-	24,609
社債発行費	11,428	-
自己株式取得費用	10,532	-
子会社清算損益(は益)	50,349	-
受取利息及び受取配当金	15,548	17,972
支払利息	14,926	8,190
差入保証金及び保管有価証券の増減額	163,246	43,486
預託金の増減額(は増加)	986,000	895,000
トレーディング商品の増減額	361,719	455,797
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	781,661	273,314
立替金及び預り金の増減額	273,705	339,413
受入保証金の増減額(は減少)	495,028	184,562
その他	648,699	605,514
小計	959,278	351,650
利息及び配当金の受取額	12,947	29,215
利息の支払額	17,912	9,568
訴訟和解金の支払額	-	12,359
訴訟供託金の支払額	229,410	-
移転費用の支払額	-	17,808
法人税等の支払額	12,882	13,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,206,536	327,878

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	28,389	69,354
資産除去債務の履行による支出	-	31,962
無形固定資産の取得による支出	2,304	325
有形固定資産の売却による収入	-	14,571
投資有価証券の取得による支出	-	462,163
投資有価証券の売却による収入	167,038	503,668
関係会社株式の取得による支出	-	5,794
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	40,048
子会社の清算による収入	160,533	-
長期前払費用の増減額（は増加）	1,187	3,240
出資金の払込による支出	1,005	-
貸付けによる支出	913,050	94,020
貸付金の回収による収入	705,955	225,903
預け金の預入による支出	200,000	-
その他	17,046	23,843
投資活動によるキャッシュ・フロー	129,454	13,390
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	600,000	200,000
リース債務の返済による支出	7,169	5,990
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	1,009,571	-
自己株式の売却による収入	-	62
自己株式の取得による支出	183,301	184
新株予約権の発行による収入	-	65,114
配当金の支払額	-	69
その他	-	188
財務活動によるキャッシュ・フロー	219,100	140,878
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,116,890	200,390
現金及び現金同等物の期首残高	3,046,177	1,929,286
新規連結子会社の現金及び現金同等物の期首残高	-	40,662
現金及び現金同等物の期末残高	1,929,286	2,170,339

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第62期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第63期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月27日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社（旧会社名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社（旧会社名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社）及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、あかつきフィナンシャルグループ株式会社（旧会社名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社）の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、あかつきフィナンシャルグループ株式会社（旧会社名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社）が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社（旧会社名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社（旧会社名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社）の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。